



令和 6 年度

今帰仁中学校

いじめ防止基本方針



今帰仁立 今帰仁中学校

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 47 番地

TEL 0980-51-5666 ・ FAX 0980-51-5668

E-Mail nakijin-chu@nakijin.ed.jp

今帰仁村立今帰仁中学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月策定

令和 6 年 4 月改訂

目次

- I いじめの防止等の対策における基本的な方向・・・・・・・・・・ 2～
 - 1 いじめ防止基本方針策定の意義
 - 2 基本理念
 - 3 いじめの定義
 - 4 いじめの判断

- II いじめの未然防止・・・・・・・・・・ 4～
 - 1 生徒や学級の様子を知るためには
 - 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
 - 3 保護者や地域へのはたらきかけ

- III いじめの早期発見・・・・・・・・・・ 6～
 - 1 教職員が「いじめに気づく力」を高めるためには
 - 2 いじめ発見のきっかけ
 - 3 早期発見のための手だて
 - 4 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

- IV いじめへの早期対応・・・・・・・・・・ 9～
 - 1 「いじめ防止対策委員会」について
 - 2 いじめ発見時の緊急対応
 - 3 いじめが起きた場合の対応
 - 4 インターネット上のいじめへの対応
 - 5 「重大事態」への対処について

- V いじめ問題に取り組む体制・・・・・・・・・・ 17～
 - 1 年間を見通した「いじめ防止指導計画」について
 - 2 家庭や地域との連携
 - 3 いじめ早期発見のためのチェックポイント

I いじめの防止等の対策における基本的な方向

1 いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、本校生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 12 条の規定に基づき、国及び沖縄県の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われぬようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※1)に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(※2)と定義する。

【いじめ防止対策推進法より】

(※1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

(※2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。【「生徒指導提要」平成 22 年 3 月文部科学省より】

4 いじめの判断

	判断のポイント	備考
①	いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つこと。	
②	いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。	※左記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等

	例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
③	「けんか」や「ふざけあい」であっても、いじめに該当するか否かを判断する。	※見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する
④	いじめの認知は、本校「いじめ対策委員会」を活用して行う。	※教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる

○ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 性的いたづらをされる 等

○ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1 生徒たちや学級の様子を知るためには

(1) 教職員の「気づき」が基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の「気づき」が大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

- ①全教職員で、生徒の授業中の様子、給食・清掃時間の様子、休憩時間の様子、部活動での様子などを観察し、情報交換を密にし、生徒の実態を把握する。
- ②月毎に実施される生活アンケートから、生徒の実態を把握する。
- ③年2回設定されている教育相談旬間や、必要に応じたチャンス相談、家庭訪問などを通して生徒の実態を把握する。
- ④学期1回、人権アンケートを実施し、その結果から学校におけるいじめ防止の取り組み状況を把握し、次の取り組みに生かす。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や自己有用感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

キーワードは「居場所づくり」「絆づくり」で「自己有用感」を育む

(1) わかる授業づくりに努める。

- ①教えるプロとしての自覚を持ち、分かる授業で生徒を学習に集中させる。
- ②「規律・学力・自己有用感」の視点で授業づくりを見直す。

(2) すべての生徒が参加・活躍できる授業を展開する。

①一人ひとりが認められ、互いに認め合える集団づくりに授業を通して取り組む。

※具体的には言語活動に重点を置いた授業やコミュニケーション能力を高める授業など

(3) 規律ある授業を展開する。

①教師自身が授業規律を徹底して守り、生徒に守らせることで、落ち着いた授業が展開でき、けじめある集団づくりに寄与する。

(4) 生徒一人ひとりが自らの役割を自覚し、責任をもって役割を果たす学級経営を展開する。

①特に集合指導・給食指導・清掃指導を充実させることが生徒の公正・公平な集団づくりに影響を与える。

②支援や配慮を要する生徒をどのように支えるかを工夫することで、生徒一人ひとりの居場所づくりを充実させる。

(5) 学校行事を通して、生徒一人ひとりが活躍できる場を設定する。

(6) 人権教育や道徳教育を充実させる。

①「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを人権教育の取り組みを通して理解させる。

②生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

3 保護者や地域への働きかけ

(1) 授業参観で道徳や特別活動等の時間を公開する。

(2) 学校（ホームページ）・学年・学級通信を通して、いじめ問題への取り組みを紹介し、協力を呼びかける。

(3) 学校評価アンケートにいじめの取り組みに関する項目を設け、取り組み内容を評価し、次の取り組みに生かす。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員が「いじめに気づく力」を高めるためには

(1) 生徒の立場に立つ

①生徒一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、教職員が人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 生徒を共感的に理解する

①集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするスキルを高める必要がある。

2 いじめ発見のきっかけ

「平成 30 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(1) 調査結果より

発見のきっかけは、学校・教職員によるものが6割以上。最も多かったのは「アンケート調査など学校の取組」(52・8%)だった。次いで多かったのが「本人からの訴え」(18・3%)で、中・高校では25%近くに上った。また「学級担任が発見」(10・6%)も多くあり、特に特別支援学校では20%で、他校種の2倍だった。

また、スクールカウンセラー、養護教諭を除く「学級担任以外の教職員が発見」が全体で2・3%だったが、教科担任制になる中学では6・2%で小学校の5倍近く。「養護教諭が発見」の率は0・4%でわずかだが、件数は2123件に上った。

	(%)				
	小	中	高	特	計
アンケート調査等学校の取組	56・8	36・0	50・3	44・6	52・8
本人からの訴え	16・4	25・1	24・9	18・3	18・3
学級担任が発見	10・9	10・2	5・6	20・0	10・6
本人の保護者の訴え	9・7	13・8	8・9	7・2	10・4
本人以外の児童生徒の情報	3・0	5・4	4・4	3・7	3・5
学級担任以外の教職員	1・3	6・2	3・3	4・0	2・3

いじめ発見のきっかけ

(2) 調査結果から見えるポイント

①学校・教職員によるいじめ発見の中で、最も多かったのは「アンケート調査など学校の取

り組み」だったが、中学校は他の校種と比べて36.0%と低いことから、クロムブックで取り組むなどの回答方法の工夫や、アンケート実施時間帯の工夫、質問の内容を精選するなどの必要がある。

②中学校では、他の校種と比較して「担任以外の教職員の発見」が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。

また、「本人の保護者からの訴え」も増えるため、訴えがあったときの誠実で丁寧な対応が重要になる。

3 早期発見のための手だて

いじめの早期発見の基本は（1）生徒のささいな変化気づくこと、（2）気づいた情報を確実に共有すること、（3）（情報に基づき）速やかに対応すること、である。

※「文部科学省 生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり」より

キーワードは「見過ごし、(気づきながら)見逃し、先延ばしは絶対にダメ」

（1）日々の観察 ～生徒がいるところに、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

（2）観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

（3）観察の方法 ～生徒とのやりとりから生まれる信頼関係～

①日頃の教育活動でやっていることをより意識的、積極的に行う。

ア 出席点呼で生徒の顔を見る イ 学級日誌 ウ 個人ノート エ 生活ノート
オ 保健室の様子

②関係職員による教育相談の活用。

③学校カウンセラーなど関係機関の活用。

④毎月の人権アンケートの活用。

（4）情報の共有

生徒の観察から得られた情報は適切な方法で共有する必要がある。以下にその例を挙げる。

①メモ（付箋紙）等の活用。

②週案の活用。

③必要に応じて、関係職員によるケース会議を行う。

※必ずしも日程や時間が設定された相談ではなく、普段の会話の中で情報交換を行う。

4 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1) 本人からの訴えには

①心身の安全を保証する。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

②事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの生徒からの訴えには

①いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

②「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

①保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

②問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが重要である。

③生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 「いじめ防止対策委員会」について

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。今帰仁中学校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していく。

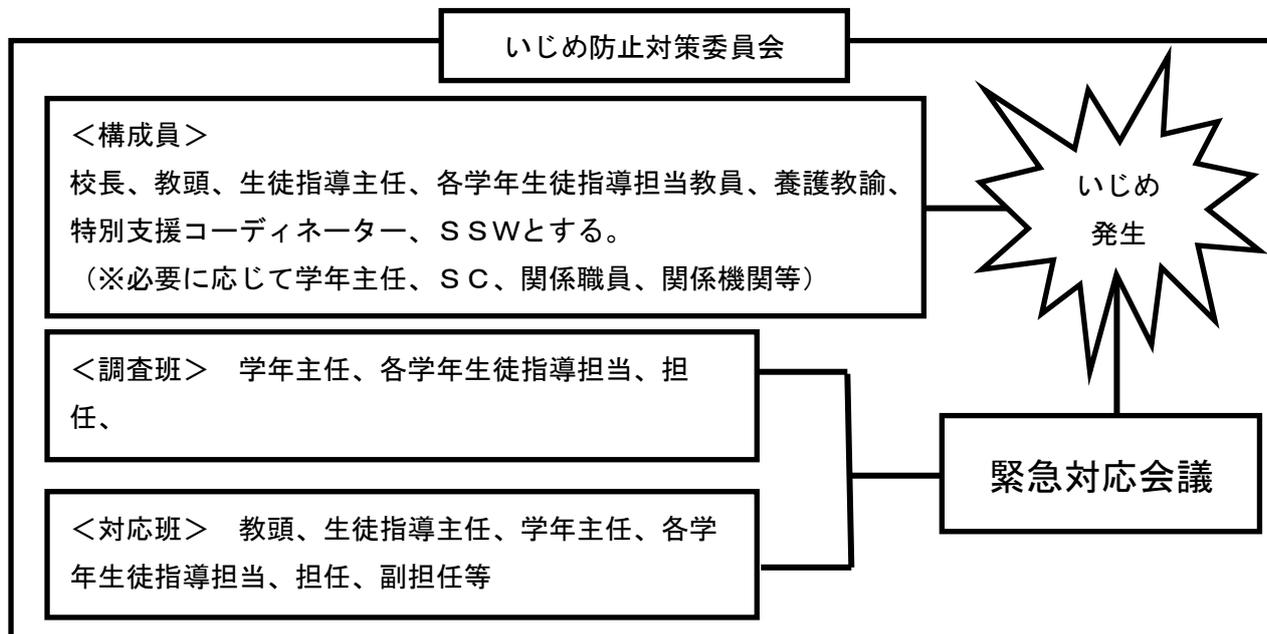
(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員について

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援コーディネーター、SSWとする。

(※必要に応じて学年主任、スクールカウンセラー、関係職員、関係機関も参加する)

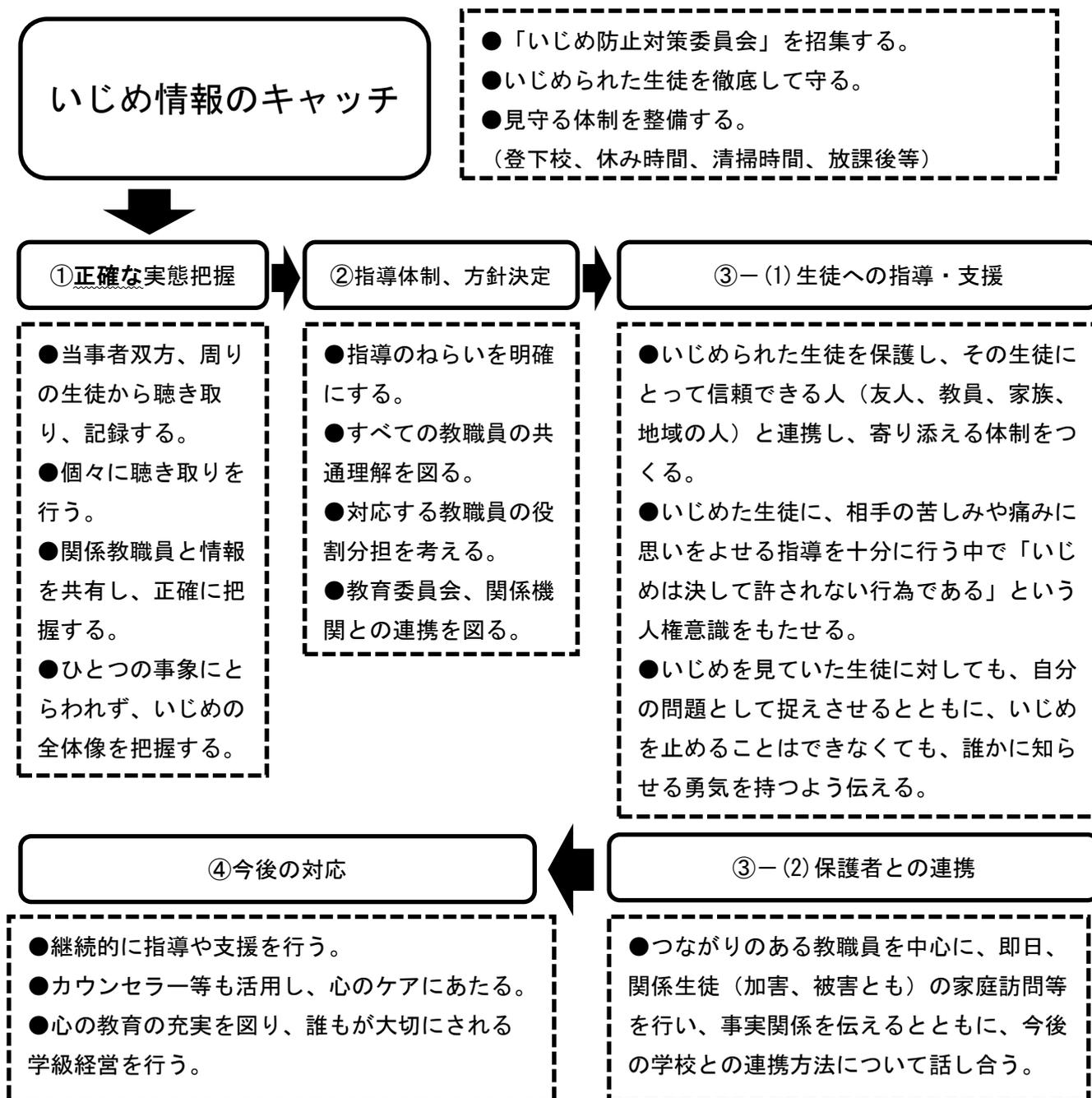
(※「いじめ防止対策委員会」は既存の生徒指導委員会と兼ねて設置される、原則として2週に1回開催する。しかし、緊急に開催が必要だと考えられる時には適宜実施する。)

(2) 「いじめ防止対策委員会」組織体制



3 いじめが起きた場合の対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。



(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ①いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが重要である。
- ②状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ①いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ②短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ③把握すべき情報例

ア	誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・	【被害者と加害者の確認】
イ	いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・・・・・・・	【時間と場所の確認】
ウ	どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・・	【内容】
エ	いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・	【背景と要因】
オ	いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・	【期間】
※生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること		

※聞き取り(事実確認)の際は、「指導」と混在させないこと。

(3) いじめられた側に対して

- ①生徒に対して
 - ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ウ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
 - エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ②保護者に対して
 - ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
 - イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - オ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(4) いじめた側に対して

- ①生徒に対して
 - ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ②保護者に対して
 - ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ウ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) 周りの生徒たちに対して

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導をする。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分の問題として意識させる。

(6) 継続した指導

- ①いじめが解消したと見られる場合（最低3か月は経過していること。）でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ②教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) トラブルの事例

※子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ	特殊性による危険
ア メール上のいじめ	●匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわな いと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲の みんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大き い。
イ ブログでのいじめ	
ウ チェーンメールでのいじめ	
エ 学校非公式サイト (学校裏サイト) でのいじめ	
オ SNSから生じたいじめ	●掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることか ら、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ●スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付 加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利 用者の情報が流出する危険性がある。
カ 動画共有サイトでのいじめ	●一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでな く、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性が ある。(デジタルタトゥー)

※ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される
Webサイト。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

(3) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠
であることから、保護者及び専門機関と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要
である。

①未然防止の観点から保護者へ伝えたいこと

ア 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するは家庭であり、フィルタリ
ングだけではなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行
うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

イ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、
知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなト
ラブルが起こっているという認識をもつこと。

ウ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与える
ことを認識すること。

②早期発見の観点から保護者へ伝えたいこと

ア 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見
せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

(4) 情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント

①誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

②発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

③匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

④違法情報や有害情報が含まれていること。

- ⑤書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、傷害だけでなく、被害者の自殺など重大な事態につながる可能性があること。
- ⑥一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

(5) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ①書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ②学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ③ネット上の書き込み等の削除の手順例

5 「重大事態」への対処について

いじめ防止対策推進法においては、「重大事態」への対処及び、その在り方について、各学校の「いじめ防止基本方針」に明記することとなっている。以下にその在り方についてまとめた。

(1) 「重大事態」とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条 第1号】
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条 第2号】
- ※「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめ防止対策推進法第28条及びいじめ防止基本方針より】

(2) 「重大事態」が発生した際の具体的な対処の手順

※原則として①～⑪の手順で対処が進んでいくものとする。

- ①今帰仁中学校から、今帰仁村教育委員会を經由して、今帰仁村長へ「重大事態」発生報告を行う。その際、次のような項目等を報告する。
 - ア 被害生徒の氏名・学年・性別。
 - イ 欠席期間・その他の生徒の状況。
 - ウ 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容。

- ②今帰仁村教育委員会が、「重大事態」についての調査主体（今帰仁村教育委員会か今帰仁中学校）を判断する。
- ③調査主体が今帰仁村教育委員会の場合、「重大事態」の調査組織や調査組織の構成員を決定する。
- ④調査主体が今帰仁中学校の場合、校内の「いじめ防止対策委員会」を母体とし、調査を行う。その際には必要に応じて関係機関職員や専門家にも参加を依頼する。
- ⑤いじめられた当該生徒からの聴き取りが可能な場合は、重大事態に関わる内容を聞き取る。聴取内容は、いじめ行為が「いつ（いつ頃から）」、「誰から行われ」、「どのような様態であったか」、「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係」「学校・教職員のこれまでの指導経緯」等が想定される。
- ⑥保護者、教職員（学級・学年・部活動）、関係する生徒など、必要な対象者からも聴き取りを行う。※⑤、⑥いずれにしても、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先した調査実施が必要である。
- ⑦「重大事態」発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。
- ⑧聴取した内容を踏まえて、当該生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方を検討する。
- ⑨聴取結果（及び支援方策）について、当該生徒及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。
- ⑩聴取の結果等の内容を書面にて今帰仁村長等に報告する。
- ⑪今帰仁村長等が当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、再調査という。）を行うことができるとされている。今帰仁村長等による再調査があれば、調査実施に協力する。

(3) いじめ重大事態発生の事案対処等のフロー図

いじめの「重大事態」の対応

沖縄県教育庁義務教育課

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

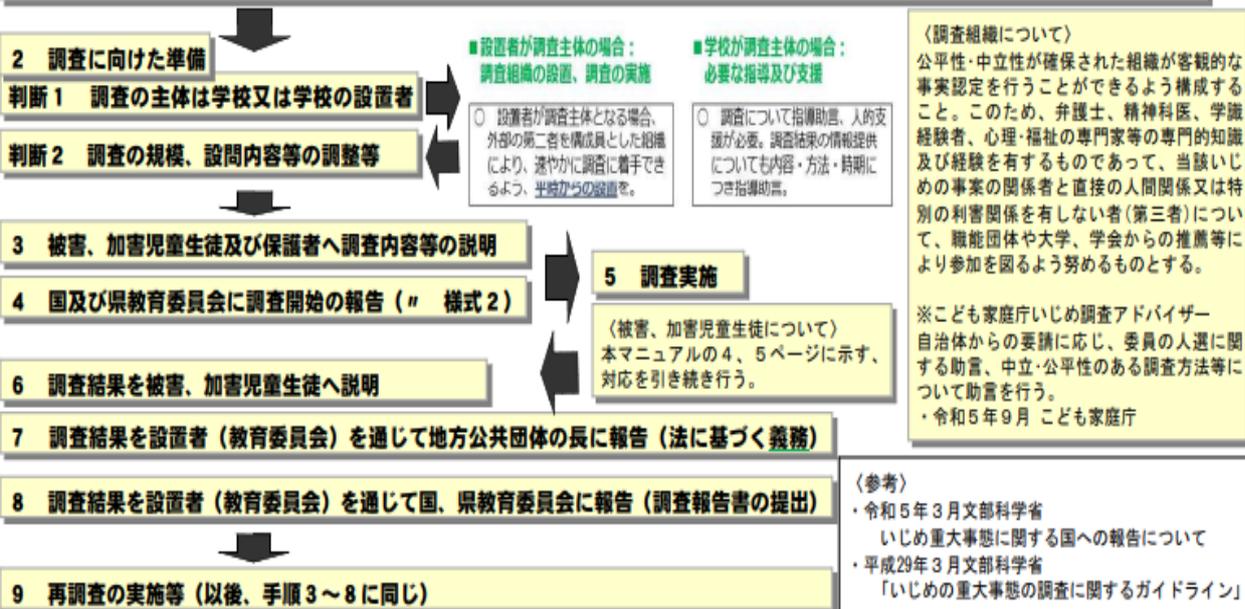
「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（生命心身財産重大事態「1号重大事態」） ※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）
※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1）



(4) 「重大事態」聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例（参考）

【文部科学省平成26年3月「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号に係る「重大事態」への対処（周知依頼）文書より】

1. 当該児童生徒
（学校名）
（学年・学級・性別）
（氏名）
2. 欠席期間・当該児童生徒の状況
3. 調査の概要
（調査期間）
（調査組織）
（外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性）
4. 聴取内容
（1）当該児童生徒・保護者

- (2) 教職員
 - (3) 関係する児童生徒・保護者
 - (4) その他
5. 今後の当該児童生徒への支援方策

V いじめ問題に取り組む体制

1 年間を見通した「いじめ防止指導計画」について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

(1) いじめ防止指導を進めるにあたってのチェックポイント

- ①いじめの問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ②いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ③いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にいき、学校全体で組織的に対応しているか。

(2) いじめ防止指導年間計画

1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針読み合わせ（全職員） ・入学式・始業式等年度当初行事における、生徒及び保護者への周知 ・校内研修（全職員） ・講演会（生徒対象） ・アンケート調査実施（生徒対象） ・アンケートの集約、検証、組織的対応の確認
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート（いじめへの評価を含む。例：○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、○早期発見・事案対処のマニュアルの実行、○定期的・必要に応じたアンケート、○個人面談・保護者面談の実施、○校内研修の実施、○組織的対応、○組織の児童生徒・保護者への周知 等） ・学校評価アンケート分析（いじめに関する項目） ・校内研修（全職員） ・アンケート調査実施（生徒対象）
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査実施（生徒対象） ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP 掲載

2 家庭や地域との連携

家庭との連携を図る上で、学級担任による学級・学年・学校通信や定期面談等の充実が挙げられる。学級・学年・学校通信等で生徒の活躍や、学級集団の課題を取り上げ、家庭でも話題に挙げてもらうことで、学校の様子が保護者に伝わり、家庭と学校で生徒をよりよく成長させていこうという雰囲気が醸成されるだろう。PTAの常時活動等でも、生徒の活躍や、学校の課題等について話し合いを持つことも大切である。

また、地域懇談会等、地域行事への参加を通して、生徒の通学校区の方々と情報交換を行い、生徒の様子や学校の取り組みの紹介等と通じて、「学校をよりよくしていこう」という雰囲気を醸成することができるであろう。

3 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(1) いじめが起こりやすい・起こっている「集団」

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が並んでいない | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

(2) いじめられている生徒（被害側）

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編制の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●給食時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
 持ち物が壊されたり、隠されたりする 理由もなく成績が突然下がる
 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す 服に靴の跡がついている
 ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている 手や足にすり傷やあざがある
 けがの状況と本人が言う理由が一致しない
 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

(3) いじめている生徒 (加害側)

- 多くのストレスを抱えている 家や学校で悪者扱いされていると思っている
 あからさまに、教職員の機嫌をとる 特定の生徒のみ強い仲間意識をもつ
 教職員によって態度を変える 教職員の指導を素直に受け取れない
 グループで行動し、他の生徒に指示を出す 他の生徒に対して威嚇する表情をする
 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう